航海船舶等保安法の施行に関することを除く。）に掲げる事務		
四　第百二十五条第二項第三十九号（監査に関するものを除く。）に掲げる事務	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　（略）	（略）	（略）

あっては国際航海船舶等保安法の施行に関することを除く。）に掲げる事務		
四　第百二十五条第二項第三十八号（監査に関するものを除く。）に掲げる事務	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号、第百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方整備局の管轄区域の特例）	（地方整備局の管轄区域の特例）
第一条　別表第一の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するものとする。	**第一条**　別表第一の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するものとする。
2　（略）	2　（略）
3　港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務並びに航路の整備、保全及び管理に関する事務に関しては、別表第二の上欄に掲げる地方整備局が、同表の下欄に掲げる海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）を管轄するものとする。	（新設）